

第4節 放送政策の展開

1 放送コンテンツ流通の促進

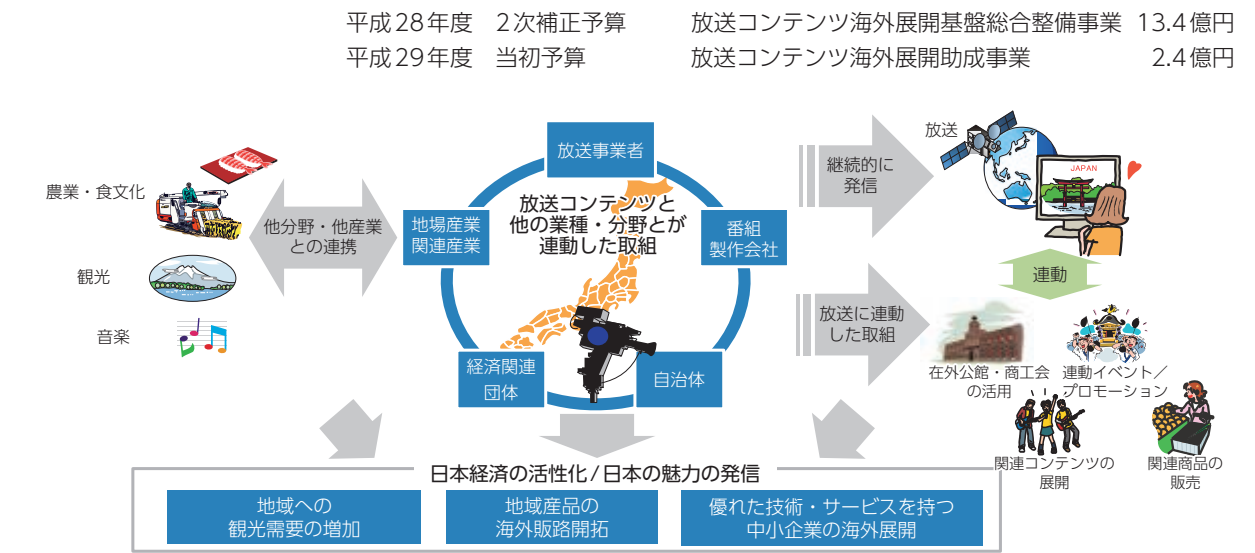
1 放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツの海外展開は、訪日観光客の増加や地域産品の販路開拓といった経済波及効果が見込まれ、またソフトパワーを通じた日本に対するイメージ向上にも寄与し、外交的な観点からも極めて重要である。平成25年8月には放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の横断的組織として、放送局や権利者団体、商社、広告代理店といった幅広い関係者が参画した「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEA）^{*1}」が設立され、総務省ではBEAJや関係省庁とも連携しながら、日本と海外の放送事業者が、日本の魅力を発信する放送コンテンツを共同製作し、海外の放送枠を確保して展開する取組を継続的に支援している。また、2016年10月に開催されたMIPCOM2016^{*2}において、日本はCountry of Honourに選定され、世界各国の有力バイヤーを始めとするメディア関係者が集う同イベントにおいて、関係省庁とも連携し、日本の放送コンテンツや日本食、日本文化などの魅力を発信した。

放送コンテンツの海外展開については、2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度の約3倍（約200億円）に増加させることを目標としていたが、2015年度において、これを達成したことを受け、「2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる」ことを新たな目標にかかげ、取組を一層強化している。また、2018年にはジャポニスム2018や明治150年等の記念行事が予定されており、これらの行事においても放送コンテンツを活用して日本の魅力を発信していく予定である。（図表7-4-1-1）。

図表7-4-1-1 放送コンテンツ海外展開基盤総合整備事業

<概要>
放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「フルジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」及び「地方の創生」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援する。



2 放送コンテンツの製作取引適正化

総務省では、放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上等を図る観点から、平成21年に「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、放送事業者及び番組製作会社に対して、放送コンテンツの製作取引の適正化を促してきており、この一環として、放送コンテンツの製作取引の状況を把握す

*1 BEAJ: Broadcast Program Export Association of Japan (<http://beaj.jp>)
*2 MIPCOM2016: 毎年秋にフランス・カンヌにおいて開催される世界最大のコンテンツ見本市。イベント全体をリードする位置づけとして、毎年1か国が“Country of Honour”に選定される。

るため定期的にガイドラインのフォローアップ調査を実施しその結果を公表するとともに^{*3}、当該ガイドラインの内容を解説する講習会を開催するなど、当該ガイドラインの浸透・定着に向けた取組を実施している。

平成28年12月20日から平成29年1月31日まで実施した平成28年度フォローアップ調査では、1,685社（放送事業者581社、番組製作会社1,104社）を対象に、761社（放送事業者425社、番組製作会社336社）から回答を得た。その結果、放送事業者の69.9%、番組製作会社の82.7%が、平成28年1月1日から同年12月31日までの調査対象期間中に「放送コンテンツの製作取引があった」と回答した。ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で91.7%まで上昇した（昨年度調査結果では73.1%）。また、取引に関する項目では、おおむね昨年度調査結果と同じ傾向がみられ、回答割合に放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いがみられた事項もあった。例えば、放送コンテンツの製作委託をする（受ける）際の取引価格の決定について、「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合は、放送事業者では2.4%（昨年度調査結果では0.6%）であったのに対し、番組製作会社では32.7%（昨年度調査結果では30.6%）であった。

また、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービス等による放送コンテンツの二次利用の進展に対応するため、放送コンテンツ分野における製作環境の改善や製作意欲の向上等を図る観点から、製作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備することで取引の適正化を図っていく等、放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通を確保していくことが重要であることから、総務省は、後述のとおり、平成28年10月、放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保方策を含む「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について、総合的な検討を行うため情報通信審議会に諮問した。

2 放送サービスの高度化

1 スマートテレビ

それまでのスマートテレビとは差別化された、新たな放送・通信連携サービスを可能とする「次世代スマートテレビ」の普及を推進し、新たなビジネスモデル等の創成、市場の活性化等につなげるため、平成25年7月に次世代スマートテレビ推進センターがIPTVフォーラム^{*4}内に設置された。放送・通信連携サービスの1つとなるリモート視聴の実現に必要な諸条件の具体化に関する体制も次世代放送推進フォーラム内に立ち上がり、平成26年2月にリモート視聴に関する要件が策定された。

総務省は、平成27年1月から3月にかけて、緊急・災害情報や観光情報を含む公共・地域情報など、地域ニーズに応え、公共性かつ社会性の高い情報を発信するアプリケーション配信に関する実証事業を実施した。また、平成28年には、視聴データと各種データ（購買履歴等）との組み合わせによる分析を通じた視聴者の趣味嗜好に合った高度なサービス（情報配信、広告提供等）の提供に関する実証^{*5}を実施した。

実証事業^{*6}の成果等を踏まえ、IPTVフォーラムではハイブリッドキャストの技術仕様などを整備、運用^{*7}しており、本仕様に基づいた実用サービス^{*8}や対応受信機が提供されている。なお、ハイブリッドキャスト対応テレビの平成28年までの累積出荷台数が500万台を超える^{*9}など、受信機の普及が進んでいる。

その他、平成27年6月にハイブリッドキャストがITU勧告化^{*10}されるなど、IPTVフォーラムを中心とした国際標準化活動も展開されている。

*3 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成28年度フォローアップ調査結果（平成29年3月31日総務省公表資料）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01_ryutsu04_02000064.html

*4 IPTVフォーラム：<http://www.iptvforum.jp/>

*5 テレビのIoT化とオーディエンスデータ連携による地域経済活性化実証プロジェクト：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01_ryutsu02_02000134.html

*6 スマートテレビ関連総務省事業：http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/smart-tv.html

*7 平成25年3月にハイブリッドキャスト関連仕様（放送通信連携システム仕様、HTML5ブラウザ仕様）の初版（第1.0版）が発行。平成28年3月時点ではそれぞれ第2.0版、第2.1版が最新。

*8 平成25年9月よりNHK、平成26年より一部民放（日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビ、テレビ東京など）が順次24時間サービスを開始。

*9 JEITA発表より：<http://www.jeita.or.jp/japanese/stat/pdf/2015tvre.pdf>

*10 Recommendation ITU-R BT.2075-0 "Integrated broadcast-broadband system"

3 放送ネットワークの強靱化

放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体等の取組を支援するため、総務省は、平成26年度に創設した「ラジオ放送を行う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した災害対策のための一定の無線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置」を平成29年度末まで実施するとともに、平成29年度予算において、一般財源による「放送ネットワーク整備支援事業」(図表7-4-3-1)や、電波利用料財源による「民放ラジオ難聴解消支援事業」(図表7-4-3-2)を実施している。

図表7-4-3-1 放送ネットワーク整備支援事業（一般財源）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

1 施策の概要

(1) 施策の背景

東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する。

(2) 施策の具体的内容

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の費用の一部を補助

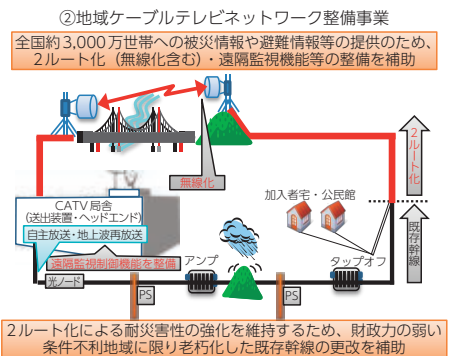
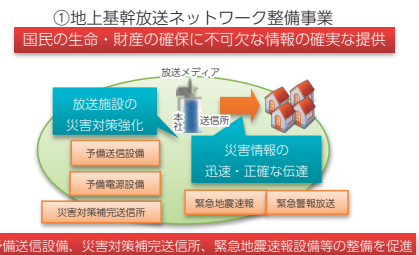
- ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用（地上基幹放送ネットワーク整備事業）
- ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用（条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象）（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

(3) 事業主体、補助率

地方公共団体 補助率 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率 1/3

2 所要経費

	平成29年度 当初予算額	平成28年度 第二次補正予算額	平成28年度 当初予算額
一般会計	1.3億円	3.0億円	1.3億円



図表7-4-3-2 民放ラジオ難聴解消支援事業（電波利用料財源）

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

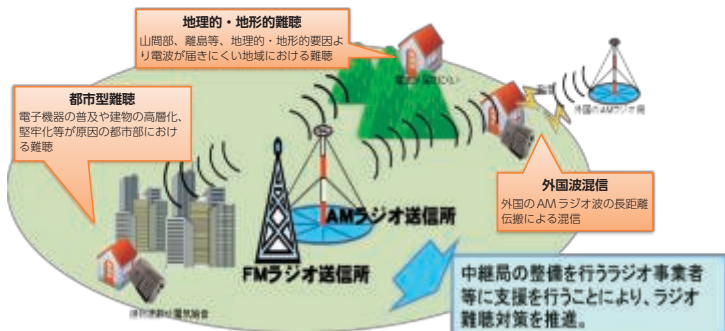
- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム（補助金）

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、自治体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2

3 所要経費

	平成29年度予算額	平成28年度予算額
一般会計	20.2億円	10.1億円



4 放送インフラにおける安全・信頼性の確保

平成23年6月に施行された改正放送法によって、放送停止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、放送設備に対する技術基準、設備に起因する重大な事故の報告等に関する規定が設けられた。これらの規定に基づき、総務省では放送事業者に対して放送設備を適切に維持することを義務づけるとともに、重大な事故の発生時にはその原因を明らかにして再発防止を徹底させる等、積極的な取組を推進している。また、事故の発生状況について半年または1年ごとの報告を放送事業者に義務づけ、事故の発生原因や傾向を分析し公表しているほか、各種講演等を活用し、安全・信頼性向上に向けた情報発信を行っている。

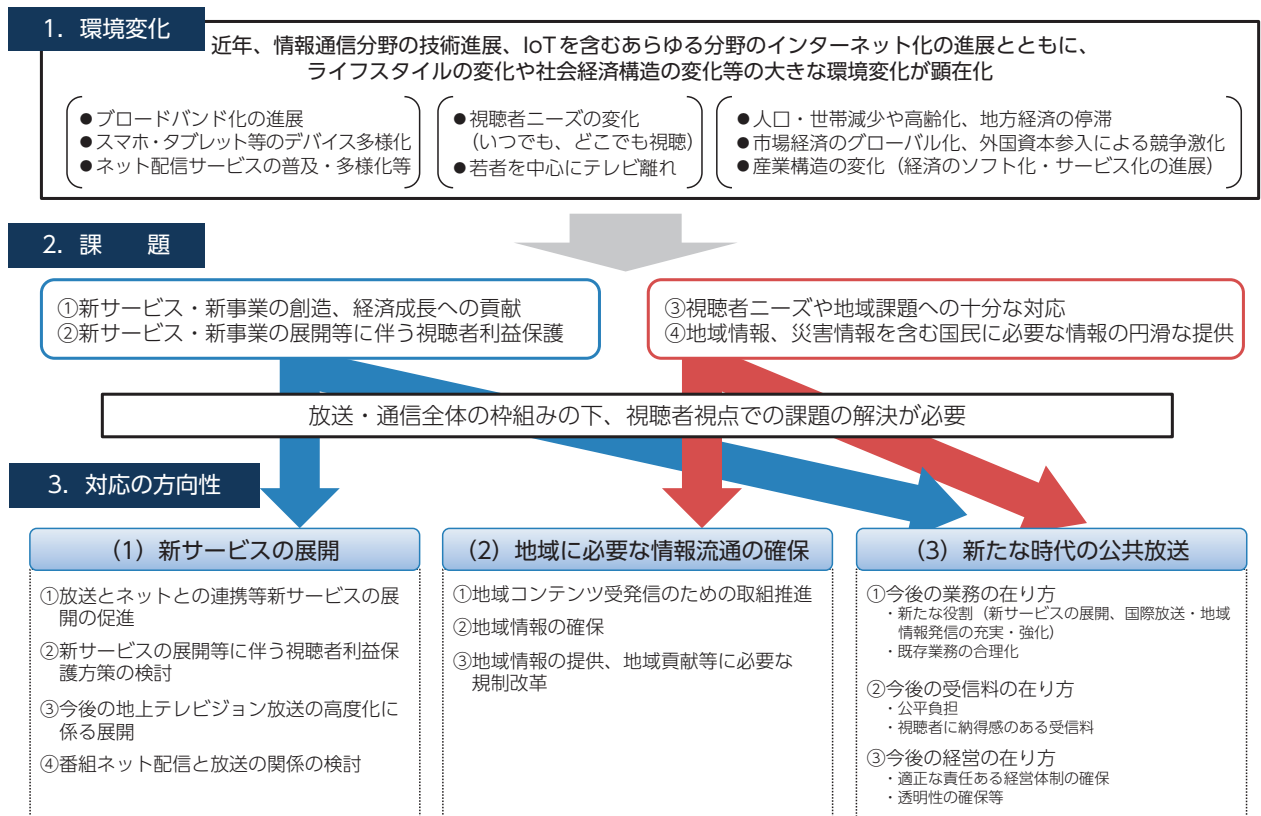
放送は必要な情報を瞬時に伝達できる公共性の高い社会インフラであり、緊急災害時はもちろんのこと日頃から常に国民に対して情報を伝達できるよう、高い安全・信頼性が求められることから、より一層の安全・信頼性確保、事故発生件数の低減に向けて、引き続き取り組んでいくこととしている。

5 放送政策に関する諸課題

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス（機器）によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題として、中長期的な展望も視野に、①今後の放送の市場及びサービスの可能性、②視聴者利益の確保・拡大に向けた取組、③放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方、④公共放送を取り巻く課題への対応、等について検討することを目的に、総務省は平成27年11月から「放送を巡る諸課題に関する検討会^{*11}」を開催し、平成28年9月に「第一次取りまとめ」を取りまとめた（図表7-4-5-1）。

図表7-4-5-1 第一次取りまとめの全体イメージ



*11 放送を巡る諸課題に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/index.html

取りまとめでは、放送に関する諸課題について、放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での解決が必要であるとして、(1)新サービスの展開(放送とネットとの連携等新サービスの展開の促進や新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討等)、(2)地域に必要な情報流通の確保(地域コンテンツの受発信のための取組推進等)、(3)新たな時代の公共放送(NHKの業務・受信料・経営の在り方)について、具体的な対応の検討を行うことが必要である旨示されている。

この取りまとめを受け、平成28年10月、総務省は、①ブロードバンドを活用した放送サービスの高度化の方向性、②放送サービスの高度化を支える放送・通信インフラの在り方、③放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保方策等について、総合的な検討を行うため「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について、情報通信審議会に諮問した。本諮問を受け、平成28年11月より「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」が設置され、平成30年夏の最終答申に向け、議論が進められている。

また、平成28年9月から「放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会」を開催し、また、同年10月から同分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を開催し、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」及びその解説について、改正個人情報保護法の施行に伴う改正が必要となる事項等の検討を行い、平成29年5月の同法の施行に併せ、改正した。(改正後、名称を「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」に変更している。)

また、平成28年10月から「放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会」、同年11月から同分科会の下に「ケーブルテレビワーキンググループ」を開催し、地上放送やケーブルテレビに係る災害時・平時における地域情報の充実・アクセスの確保及びそれらを担う放送事業者に期待される役割・将来像等について検討を行い、平成29年5月に「地域における情報流通の確保等に関する分科会取りまとめ」及び「ケーブルビジョン2020⁺」を取りまとめた。

政策
フォーカス

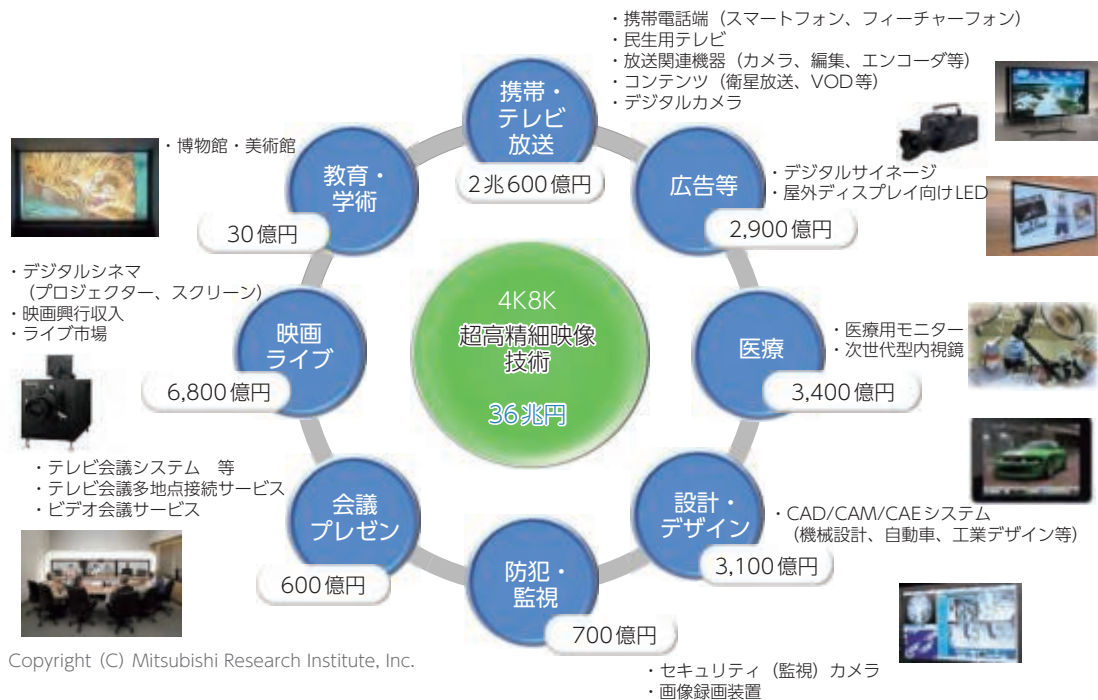
4K・8Kの推進について

1. 4K・8Kとは

現在、放送サービスの高度化の一環として、4K・8K放送を推進している。4Kは現行のハイビジョンに比べて4倍の画素数、8Kは16倍の画素数を有しており、4K・8K放送により、視聴者の方に超高精細で立体感と臨場感ある映像をお楽しみいただくことが可能となる。さらに、輝度の表現を拡大するHDR (High Dynamic Range imaging) という技術を取り入れることにより、いわゆる白飛びや黒つぶれしていた輝度差の激しいシーンでも大幅に自然な表現が可能となる。欧米、アジア等の諸外国においてもDIRECTV (米) やSky UK (英) といった衛星放送事業者やNetflix (米) などネット配信サービス事業者が4Kサービスへの取組を進めており、コンテンツの高精細化が世界の潮流となっている。

また、4K・8Kは、放送分野のみならず、医療、防犯、美術などの分野においても課題解決の手段として活用されている他、映像関連市場の活性化、ひいては関連産業分野の国際競争力の向上につながり、2020年までの経済効果は36兆円になるとの試算がある等、我が国の経済成長に寄与するものと期待されている(図表1)。このように大きなポテンシャルを秘めている4K・8Kについては、政府戦略の一つとして2020年に全国の世帯の約50%で視聴されることを目指す(「日本再興戦略」改訂2016(2016年6月閣議決定))とされ、また、スポーツを核とした地域活性化の起爆剤として、4K・8K等の高度な映像・配信技術等の活用(未来投資戦略2017(2017年6月閣議決定))が掲げられている。政府のみならず、放送事業者、受信機メーカー販売店及びその他関係組織・団体がそれぞれの強みを活かして連携しながら4K・8Kの推進に取り組むことが期待される。

図表1 4K・8K技術の市場規模

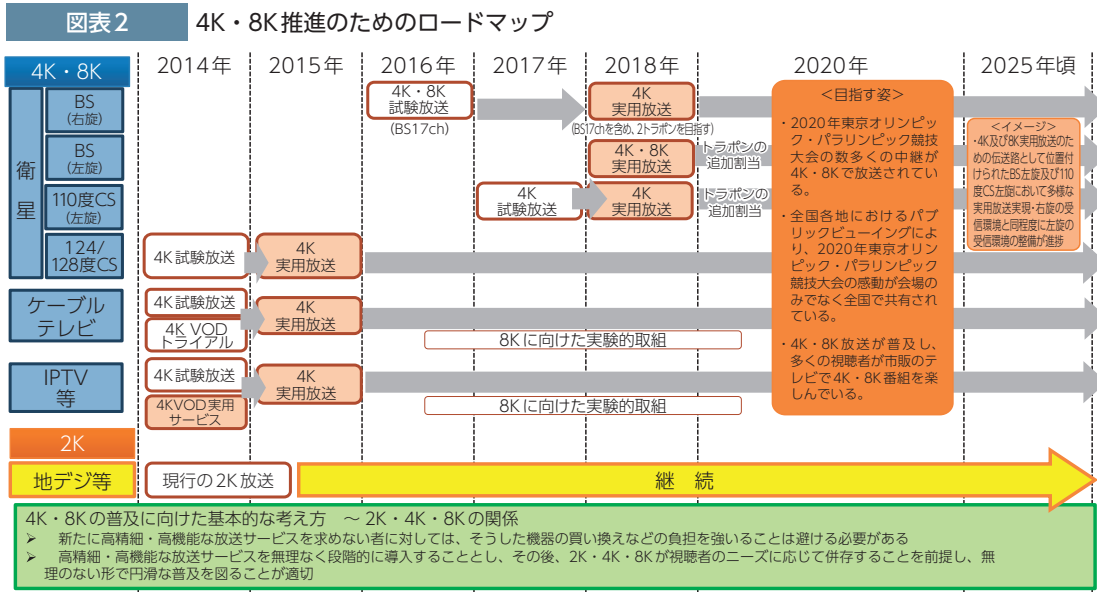


※「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 第二次中間報告」(2015年7月改訂)より

2. 4K・8K放送に関する取り組み

(1) 総務省による取り組み

総務省においては、2014年2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、同年9月には中間報告を公表した。その後、4Kについては、実用放送等の開始やコンテンツ制作の進展など同報告に沿った取組を着実に推進してきた。さらに、2015年7月に取りまとめられた第二次中間報告においては、4K・8Kの将来を展望し、その対象期間を2025年頃まで延長すること等を内容とする「4K・8K推進のためのロードマップ」の改定を行った(図表2)。



(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
 (注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。
 (注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を越えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目標として拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。
 (注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
 (注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

総務省では、ロードマップに沿って、BS・東経110度CS*1による4K・8K実用放送の開始に向け、2016年度に放送事業者認定等のための制度整備を実施し、2017年1月、BS・東経110度CSにおいて、2018年12月1日以降に実用放送を開始する予定のNHK、民放キー一局系5社を含む11社19番組の認定を行った(図表3)。また、衛星放送用受信設備や4K・8K放送の番組中継装置にかかる技術的条件の検討や伝送路の光化の支援のための補助制度を創設した。

図表3 BS・東経110度CSにおける4K・8Kに関する認定

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始予定日	番組の種別
BS右旋					
1	(株) ビーエス朝日	BS朝日	7ch	2018年12月1日	総合編成
2	(株) BSジャパン	BSジャパン	7ch	2018年12月1日	総合編成
3	(株) BS日本	BS日テレ	7ch	2019年12月1日	総合編成
4	日本放送協会 ※4K	NHK SHV 4K	17ch	2018年12月1日	総合編成
5	(株) BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	2018年12月1日	総合編成
6	(株) ビーエスフジ	BSフジ	17ch	2018年12月1日	総合編成
BS左旋					
1	SCサテライト放送(株)	ショッピングチャンネル	8ch	2018年12月1日	ショッピング番組
2	(株) QVCサテライト	QVC	8ch	2018年12月31日	ショッピング番組
3	(株) 東北新社	映画エンタテインメントチャンネル	8ch	2018年12月1日	映画
4	(株) WOWOW	WOWOW	12ch	2020年12月1日	総合娯楽
5	日本放送協会 ※8K	NHK SHV 8K	14ch	2018年12月1日	総合編成
110度CS(実用放送)					
1	(株) スカパー・エンターテインメント	スカチャン4K 1	9ch	2018年12月1日	総合娯楽
2		スカチャン4K 2	9ch	2018年12月1日	総合娯楽
3		スカチャン4K 3	11ch	2018年12月1日	総合娯楽
4		スカチャン4K 4	11ch	2018年12月1日	総合娯楽
5		スカチャン4K 5	19ch	2018年12月1日	総合娯楽
6		スカチャン4K 6	19ch	2018年12月1日	総合娯楽
7		スカチャン4K 7	21ch	2018年12月1日	総合娯楽
8		スカチャン4K 8	23ch	2018年12月1日	総合娯楽

*110度CS(試験放送)については、(一社)放送サービス高度化推進協会を周波数23chで認定。

*1 東経110度CS: BSと同一の東経110度の静止軌道上において、衛星基幹放送に使用されている通信衛星

(2) 事業者による取り組み

これまでに、ロードマップに沿って、2015年からCS（通信衛星を利用した一部のCS放送）やケーブルテレビ等において4K実用放送が開始された。特に、ケーブルテレビにおいては、同年5月に、4K-VOD（Video On Demand）の実用サービスが、同年12月に4K実用放送である「ケーブル4K」が開始されている。この「ケーブル4K」は、ケーブルテレビ業界初の「全国统一編成による4K放送」のコミュニティチャンネルであり、当初39社のサービス提供から始まり、2017年4月1日時点では79社が提供中であり、将来的には計140社以上のケーブルテレビ局がサービスを開始する予定である。

またBSにおいては、2016年から4K・8K試験放送が開始され、特に8K試験放送は世界初の試みとして実施された。2017年4月には、我が国初の東経110度CS左旋波^{*2}による4K試験放送が開始された。さらに、2018年の4K・8K実用放送開始に向け、放送事業者や受信機メーカーの間では受信環境整備が着実に進められている。

3. 4K・8K放送の普及に向けて

BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の開始に向け、4K受信機は徐々に広がりを見せている。4K受信機については、2016年12月期の発売台数は22.5万台、12月期のテレビ出荷台数に占める割合は35.1%となり、2ヶ月連続で3割を超えた。また、同期の4K受信機の出荷金額は410億円で、テレビ全体の出荷金額631億円に占める割合が65%となり、2ヶ月連続で6割を超えた^{*3}。

なお、BS・東経110度CSによる4K・8K放送では、現行の方式とは異なる新しい伝送方式が採用されることから、視聴するためには当該方式の受信が可能な対応受信機（チューナー）等が必要である。しかし、2017年1月現在、この対応チューナーは販売されておらず、今後、実用放送開始にあわせて発売することが想定されている。また、従来の右旋円偏波^{*4}の電波に加え、左旋円偏波の電波が用いられることから、受信アンテナの交換が必要になる場合もある。よって、新しいサービスであるBS・東経110度CSによる4K・8K放送に関する情報や、視聴するために必要な対応等について消費者をはじめ多くの方々にはわかりやすく丁寧に伝えることが重要となることから、総務省や関係業界が連携して4K・8K放送に関する周知リーフレットや動画等を制作し、家電販売業界等へ提供するとともに、2017年4月には、放送業界、機器製造業界及び家電販売業界等の関係者が連携し周知広報等を推進する「4K・8K放送推進連絡協議会」を立ち上げた。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には、全国の多くの方々に4K・8Kの躍動感と迫力のある映像で楽しんでいただけるよう、今後も、関係事業者・団体と連携し、周知・広報等に積極的に4K・8Kを推進していく。

*2 東経110度CS左旋波：東経110度CSの左旋円偏波のトランスポンダ（送信機）より発射される電波（周波数）

*3 出展：（一社）電子情報技術産業協会 統計

*4 右旋円偏波・左旋円偏波：電波の進行方向に対して右回りに回転している電波を右旋円偏波、左回りに回転している電波を左旋円偏波という。